令和六年二月十三日開会

川越市議会第一回定例会追加議案

（令和六年二月二十八日提出）

議　案　目　次

議案第六〇号　非常勤消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第六一号　令和五年度川越市一般会計補正予算（第九号）　別冊１
議案第六二号　令和六年度川越市一般会計補正予算（第一号）　別冊２
議案第六三号　川越市税条例の一部を改正する条例を定めることについて

議案第六〇号

非常勤消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を定めることについて

非常勤消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和六年二月二十八日提出

川越市長　川　合　善　明

非常勤消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

非常勤消防団員等公務災害補償条例（昭和四十二年条例第四号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第二号中「八千九百円」を「九千百円」に改める。

別表中

「

一二、四四〇円	一三、三二〇円	一四、二〇〇円
一〇、六七〇円	一一、五五〇円	一二、四四〇円
八、九〇〇円	九、七九〇円	一〇、六七〇円

」を

「

一二、五〇〇円	一三、三五〇円	一四、二〇〇円

一〇、八〇〇円	一一、六五〇円	一二、五〇〇円
九、一〇〇円	九、九五〇円	一〇、八〇〇円

」に改める。

附　則

１　この条例は、令和六年四月一日から施行する。

２　改正後の第五条第二項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた非常勤消防団員等公務災害補償条例第五条第一項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第四条第三号に規定する傷病補償年金、同条第四号イに規定する障害補償年金及び同条第六号イに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

提　案　理　由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、このように措置する必要がある。

議案第六〇号参考資料

非常勤消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例新旧対照

改正案

（補償基礎額）

第五条　1　略

2　前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。

一　略

二　消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合には、九千百円とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、一万四千二百円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。

3及び4　略

別表　補償基礎額表（第五条関係）

階級	勤務年数		
	十年未満	十年以上二十年未満	二十年以上
団長及び副団長	一二、五〇〇円	一三、三五〇円	一四、二〇〇円
分団長及び副分団長	一〇、八〇〇円	一一、六五〇円	一二、五〇〇円

現行

（補償基礎額）

第五条　1　略

2　前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。

一　略

二　消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合には、八千九百円とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、一万四千二百円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。

3及び4　略

別表　補償基礎額表（第五条関係）

階級	勤務年数		
	十年未満	十年以上二十年未満	二十年以上
団長及び副団長	一二、四四〇円	一三、三二〇円	一四、二〇〇円
分団長及び副分団長	一〇、六七〇円	一一、五五〇円	一二、四四〇円

部長、班長及び団員	九、一〇〇円	九、九五〇円	一〇、八〇〇円

備考　略

部長、班長及び団員	八、九〇〇円	九、七九〇円	一〇、六七〇円

備考　略

議案第六三号

川越市税条例の一部を改正する条例を定めることについて

川越市税条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和六年二月二十八日提出

川越市長　川　合　善　明

川越市税条例の一部を改正する条例

川越市税条例（昭和二十九年条例第十九号）の一部を次のように改正する。

附則第五条の次に次の一条を加える。

（令和六年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例）

第五条の二　所得割の納税義務者の選択により、法附則第四条の四第四項に規定する特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（同条第四項に規定する災害関連支出がある場合には、第三項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限る。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について、令和五年において生じた法第三百十四条の二第一項第一号に規定する損失の金額として、この

条例の規定を適用することができる。この場合において、第三十四条の二の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和七年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の個人の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかつたものとみなす。

２　前項前段の場合において、第三十四条の二の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうちに同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第四十八条の六第一項に規定する親族の有する法附則第四条の四第四項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和七年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の個人の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかつたものとみなす。

３　第一項の規定は、令和六年度分の第三十六条の二第一項又は第四項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第三十六条の三第一項の確定申告書を含む。）に第一項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

附則第六条中「附則第四条の四第三項」を「附則第四条の五第三項」に改める。

附則第七条の五中「附則第四条の五第二項」を「附則第四条の八第二項」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

提　案　理　由

地方税法の一部改正に伴い、このように措置する必要がある。

議案第六三号参考資料

川越市税条例の一部を改正する条例新旧対照

改正案	現行
附　則 （令和六年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例） 第五条の二　所得割の納税義務者の選択により、法附則第四条の四第四項に規定する特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（同条第四項に規定する災害関連支出がある場合には、第三項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限る。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について、令和五年において生じた法第三百十四条の二第一項第一号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第三十四条の二の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和七年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の個人の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかつたものとみなす。 2　前項前段の場合において、第三十四条の二の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうちに同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第四十八条の六第一項に規定する親族の有する法附則第四条の四第四項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和七年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の個人の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかつたものとみなす。 3　第一項の規定は、令和六年度分の第三十六条の二第一項又は第四項の規定に	附　則

よる申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第三十六条の三第一項の確定申告書を含む。）に第一項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）

第六条　平成三十年度から令和九年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第四条の五第三項の規定に該当する場合における第三十四条の二の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第一項」とあるのは「同条第一項（第二号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第四条の五第三項の規定により読み替えて適用される法第三百十四条の二第一項（第二号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

（寄附金税額控除の対象となる寄附金の特例）

第七条の五　租税特別措置法第四条の五第一項の規定の適用がある場合における第三十四条の六第一項の適用については、同項各号列記以外の部分中「掲げる寄附金」とあるのは「掲げる寄附金（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四条の五第一項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該寄附金の支出に充てられたものとして令附則第四条の八第二項の規定により計算した金額に相当する部分を除く。）」とする。

（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）

第六条　平成三十年度から令和九年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第四条の四第三項の規定に該当する場合における第三十四条の二の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第一項」とあるのは「同条第一項（第二号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第四条の四第三項の規定により読み替えて適用される法第三百十四条の二第一項（第二号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

（寄附金税額控除の対象となる寄附金の特例）

第七条の五　租税特別措置法第四条の五第一項の規定の適用がある場合における第三十四条の六第一項の適用については、同項各号列記以外の部分中「掲げる寄附金」とあるのは「掲げる寄附金（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四条の五第一項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該寄附金の支出に充てられたものとして令附則第四条の五第二項の規定により計算した金額に相当する部分を除く。）」とする。